



# ごみ減量！ 事業所への取り組みをお知らせします！

事業活動に伴って出たごみは、量や質にかかわらず、事業系ごみとなります。事業系ごみは、一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれ規定の処理が義務付けられています。立川市で処理をするのは、一般廃棄物になります。市では、これまでに、ごみ検査機による搬入物検査や、燃やせないごみ・資源物の受入制限等、各種施策を実施してきました。今回は、いま力を入れている取り組みをご紹介します。

## 取組① 事業所訪問の実施。丁寧な指導を！

多量排出事業所を中心に、市の担当者が直接事業所を訪問し、ごみの分別・管理等について調査をしています。事業所の担当者と一緒にじっくりお話をしながら、ごみの減量・リサイクルについてお願いをしています。



立川市には約8,000という膨大な数の事業所があります。また、JR立川駅周辺には大型商業施設が集積し、にぎわいを見せていますが、一方では、大量のごみが日々発生しています。

そのため、市の事業系ごみは、ごみ量全体の約24%(H23年度)を占めており、事業系ごみの減量は重要な課題です。

ごみ減量推進課では、月の排出量が5トン以上の多量排出事業者を中心に、担当者が日々事業所を訪問し、ごみ減量の啓発とともに、分別等の改善をお願いしています。今年度は10月までに90件以上の事業所を訪問しました。

事業所の担当者ひとりひとりに対し、ごみ減量・リサイクルの意義や必要性について直接語りかけることが、「急がば回れ」で、最も確実な方法と考えます。

引き続き、事業者の皆さんのご理解・ご協力をお願いいたします。



**担当係長の声：**今年度から新たに係ができ、事業所訪問等にもさらに力を入れています。事業系ごみの減量は、立川市全体のごみ減量に直結する重要課題です。これまで以上にお声掛けしていきますので、よろしくお願いします。

## 取組② 容器包装類の店頭回収の拡充を！

市では、容器包装類の減量・リサイクル促進のために、市内小売店舗等の店頭回収ボックスに容器包装類を「お返し」する取り組みをしています。市民の皆さんのご協力をお願いいたします。

「拡大生産者責任」という言葉をご存知ですか？これは、製品の生産者が、製造や流通時のみならず、製品が使用された後も、適正処理やリサイクルがされる段階まで一定の責任を負うという考え方です。一方で、買い物をする際の容器包装類については、「過剰包装」という言葉が表すとおり、ごみの減量・リサイクルを進める上で、重要な課題となっています。

市では、これらの観点から、市内スーパー等の店頭回収ボックスの利活用を促進するために、各店舗にご協力いただき、チラシを作成して啓発を実施しています。市民の皆さんも、お買い物の際は「マイバッグ」「容器類のお返し」「過剰包装等のお断り」を合言葉に、容器包装類の減量・リサイクルにご協力をお願いいたします。

**このようなチラシをスーパー等の店頭に置かせてもらっています。**

# 容器包装減量 大作戦

店頭回収プロジェクト、始動！  
市内各小売店舗等で実施中！  
マイバッグでお返しを！



市民の皆さんにお願いしたいことは・・・

ペットボトル、食品トレー、牛乳パックなどを・・・

## 買ったお店の 回収ボックスに返す

お買い物はマイバッグで！

行きのマイバッグには容器包装類を入れて「お返し」⇒「買い物」と「過剰包装お断り」の3拍子で、ごみ減量にご協力ください！

※容器包装類は洗ってキレイにしてからお返しください

※回収品目以外のものを返すことは、絶対にやめてください



問合せ：立川市ごみ減量推進課  
事業系ごみ減量推進係  
TEL：042-523-2111（内線 6756）

